

# 農地法に係る各申請についての添付書類

中津市農業委員会

※官公署に書類を提出する手続きについて代理することは、法律で定められた行政書士の業務です。

農地法に係る申請書類等は本人、又は行政書士より提出して下さい。なお、行政書士が代理申請する際には、平成16年4月19日付日本行政書士会連合会会長・農林建設部長による「農地法における許可の代理申請に係る取扱いの一部変更について」に基づき、必ず委任状を添付いただきますようお願いいたします。

## 《農地法第3条・買受適格証明》

住民票	譲渡人及び譲受人（貸人及び借人）※譲受人、借人は家族全員	市民課	1通
登記事項証明書(土地登記簿謄本)	地番・地目・地積・所有者の確認（甲、乙欄の確認）	法務局	1通
付近見取図	付近見取図は住宅地図等の写し、赤色等で申請地を明記		1通
申請地とその隣接地の字図 （申請地の隣接が大字・小字違いで、複数枚にまたがる時は全て）	※下記事項を申請地及び隣接地に記入 ○登記地目（但し、現況地目が異なる場合は併記の事） ○所有者氏名（但し、小作地の場合は、耕作者名も併記） ○公衆用道路名（市道認定道路・市管理道路・私道等）	法務局 （転写の場合は日付及び作成者の氏名・印）	1部
誓約書	譲受人が耕作管理の誓約		1部
契約書	○売買の場合：売買契約書（写）又は農業委員会備え付けの売買証明書でよい。 ○貸借権設定の場合：賃借権、使用貸借権で申請の場合に写しを添付		1部
耕作証明	譲受人（借人）が市外者の場合及び市外に経営農地がある場合に添付	各市町村農業委員会	1部 取得者のみ
理由書	取得理由、通作時間、通作距離等を詳しく書くこと		1部 市外取得者のみ
地図（自宅～当該地）	通作状況の確認	住宅地図等	1部 市外取得者のみ
営農計画書	取得後の営農計画を詳しく書くこと		1部 市外取得者・新規耕作者
不動産の競売公示の写	競売物件の把握	裁判所	1部 買受適格証明のみ

※譲渡人（貸主）の経営状況、家族構成等を受付時に聴取するので申請の時は、よく把握しておくこと。

## 《農地法第18条6項》

合意解約書	内容の確認。3部作成し双方1部づつ、農業委員会に1部提出		1部
確約書	貸借人が死亡しており、相続人が多数いる場合 過半数（2名以上）の署名、捺印が必要		1部

※解約の理由、離作料等を受付時に聴取するので、申請の時は、よく把握しておくこと。

※調査は借主の住所地の担当農業委員が行うので、申請後は説明（合意による解約について）をしておくこと。

## 《農地法第4条・5条・事業計画変更申請・転用目的の買受適格証明》

住民票	譲渡人及び譲受人（貸人及び借人）※譲受人、借人は申請内容により家族分	市民課	1通
戸籍の附票等	譲渡人及び貸人（土地登記簿謄本記載の名義人住所が住民票で確認できない場合に添付）	市民課	1通
法人登記簿謄本	申請者が法人の場合	法務局	1通
定款（写）	申請者が法人の場合（原本証明を忘れずに）		1通
登記事項証明書(土地登記簿謄本)	地番・地目・地積・所有者の確認（甲、乙欄の確認）	法務局	1通
農業振興地域外証明書	農業振興地域内外の確認	農政振興課（支所関係課）	1通
付近見取図	付近見取図は住宅地図等の写し、赤色等で申請地を明記		1部
申請地とその隣接地の字図 （申請地の隣接が大字・小字違いで、複数枚にまたがる時は全て）	※下記事項を申請地及び隣接地に記入 ○登記地目（但し、現況地目が異なる場合は併記の事） ○地番 ○所有者氏名（但し、小作地の場合は、耕作者名も併記） ○公衆用道路名（市道認定道路・市管理道路・私道等）	法務局 （転写の場合は日付及び作成者の氏名・印）	1部
隣地承諾書	申請地の隣接に農地がある場合のみ。小作地の場合は耕作者名を記入	農業委員会	1部
配置図・計画図	○道路・水路は幅員（m）を記入のこと ○隣地境界線と建築物との距離（m）を記入※建築物を建てる申請の場合 ○溜樹の位置及び排水経路（矢印）また接道となる路線名及び幅員を記入 ○縦横断面図		1部
建物平面図・立面図	建築面積等必要事項を記入表示		1部
溜樹等構造図	○宅地等の転用で雑排水処理のある場合に添付 ○宅地等の転用で合併浄化槽のある場合に添付		1部
見積書	造成費・建築費等が明細で確認できるように		1部
資金証明書 又は残高証明書	○総工事費が300万円以上の場合に添付（以下の場合には通帳コピーに残高及び原本証明） ○自己資金：金融機関の預金残高証明書（複数の場合は残高現在日が同一日付。また申請日より1か月以内のものに限る） ○融資：金融機関の融資証明書又は融資可能証明書（銀行以外の融資証明の場合は金融業を確認できる法人登記簿謄本）	銀行等公的機関	1部
土地改良区意見書	○申請地が大井手堰・荒瀬堰・三光の各改良区に該当する地域は、各改良区事務所にて発行される通知書等添付 ○改良区がない場合は、地元の区長・土木委員の排水承諾書		各1通 1部
土砂条例事業届出書（写） 又は事前協議書	規模を問わず事前協議必要。 500㎡以上又は500㎡以上の埋土は届出（3,000㎡以上県保健所）	生活環境課（支所関係課）・県保健所	1部
中津市全図	申請地の位置を赤色等で明記のこと		1部
土地使用についての承諾書	他人の土地を通路として利用する場合や私有水路に排水する場合に添付	関係者（土地所有者）	1部
公共用途廃止申請書（写）	里道・水路を取り込んで転用する場合		1部
河川・道路占用許可申請書（写） 又は許可書（写）・工事施行承認申請書（写）又は許可書（写）	○河川・水路に橋等をかけて利用する場合や道路を占用して使用する計画の場合又は進入路として歩道の切下げ等（道路形状変更）が必要な場合 ○国道、県道の形状を変更して利用する計画の場合（県土木事務所）	耕地課・道路課・ 県土木事務所	1部
賃貸借（使用貸借）契約書（写）	賃貸借・使用貸借権で転用申請をする場合		1部
宅地建物取引業者免許証（写）	分譲等の宅建業法に關係する転用の場合		1部
売買契約書（写）	土地所有者との契約の確認のため（分譲申請以外で契約を交わしていない場合は、農業委員会備え付けの売買証明書でよい）		1部
販売計画書	宅地分譲などの案件のときに添付（転用完了後の販売計画を記入）		1部
開発行為の許可の申請書の（写）	3,000㎡以上の案件等で、開発行為の許可が必要な場合		1部
開発行為の許可不要証明書（写）	3,000㎡未満の案件でも、周辺開発状況等により開発行為の許可が必要と判断される場合もあるため開発担当部署と協議の上許可不要の証明の写を添付。	県土木事務所	1部
他法令の許認可の申請書（写）又は協議書（写）	他法令の許認可が必要な場合 （例）消防法・墓埋法・医療法・食品衛生法・砂利採取法・自然公園法・森林法・採石法・児童福祉法・老人福祉法 etc.		1部
埋蔵文化財包蔵・名勝耶馬溪の有無についての事前協議書（写）	規模を問わず事前協議必要。	文化財課	1部
当初計画に係る農地転用許可指令書の写	事業計画変更申請の場合に添付		1部
★始末書	事前着工の場合に添付（宛名：大分県知事と中津市農業委員会長）		1部
★工事完了報告書	転用者が必要事項を記入のうえ提出（許可後に渡します）	農業委員会	1部
不動産の競売公示の（写）	競売物件の把握（買受適格証明の場合のみ）	裁判所	1部

※示した添付書類以外に必要なに応じて提出を求める場合があります。

2019年8月

※転用目的が駐車場及び資材置場の場合は、利用計画書を2部（1部コピー）添付のこと。

※申請地の境界（民、官、官民）確認をし境界杭等の設置をお願いします。現地立会時に申請地周りが分かるよう草刈をお願いします。

※転用面積につきましては、個々の事業内容、通常の規模、転用する農地の形状、周辺の土地利用状況等を考慮して土地利用計画図等を基に適正か否かを判断します。（目的・内容からみて過大すぎる農地転用は、農地の利用を確保する立場からは適当でないため。）

※県知事の証明案件である買受適格証明につきましては、競売期日内に証明ができない場合があります。

※平成20年4月8日付け大分県農林水産部長からの通知によりすべての転用案件について許可後の工事完了報告が必要となりました。

※申請地の地区農業委員への説明又は報告を必ず行ってください。（審議会での説明、答弁は担当地区農業委員が行うため。）